

「長期保管一括支払プラン」 利用規約

この規約はストレージサービス株式会社が提供する「機密書類保管サービス」において「長期保管一括支払プラン」を利用するに当たり「機密書類保管サービス」利用規約を補足するものです。

第1条（定義）

「長期保管一括支払いプラン」とは、定まった保管箱の長期保管を目的とし、最終処理方法を確定したうえで全期間の保管料と最終処理費用を含めた総額を一括で前払いする保管プランとします。

第2条（保管期間と保管期限）

有料保管期間を35ヶ月以上1ヶ月単位とします。また、保管期限は、保管期間の最終月末までとします。

第3条（保管料の計算）

保管料金算出を容易にする為に、1ヶ月を30日とし、保管料に乘じ保管料を計算します。開始月は、無料としますので準備に充ててください。保管箱に保管年数を乗じた箱数を総保管箱数とし、特別に多数割引を適用します。1年に満たない保管年数は切り捨てて割引算出します。多数割引に満たない総保管箱数の場合は、通常料金となります。

第4条（適用条件）

最終処理費用（廃棄費用または返却費用）を含めての一括前払いとなります。保管料以外の費用が発生した場合は、通常料金を適用し別途月末締めにてご請求となります。他の保管料割引と重複する場合は、割引額の多い割引を適用します。

第5条（最終処理）

廃棄の場合は、保管期限到来時に自動的に廃棄処理します。返却の場合は、保管期限到来前に、双方連絡を取り合い、返却日時、返却場所を決めます。返却の場合であっても住所変更登録など無く連絡が取れない場合は、返却費用と廃棄費用の差額を保管料に充当した期間経過後に廃棄処理となります。

第6条（利用変更）

長期契約を途中解約する場合は、割引を適用しない通常保管料で精算をします。保管期限を延長する場合は期限到来前に申し出いただき、保管料を再計算します。

以上

平成26年12月1日制定